

## 令和6年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 令和6年8月8日（木）  
午前9時27分～午前10時8分  
場所 三種町役場本庁 第1会議室

### 出席者

審査会 会長	大庭 秀俊
委員	伊藤 誠
委員	小玉 陽三
委員	成田 隆道
事務局 総務課長	三浦 保
総務課課長補佐	石井 忍
総務課主査	宮田孝志郎
総務課主査	檜森 大樹

### 会議の記録

午後9時27分 開会

三浦課長 定刻前ですが、令和6年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

本日の会議でございますが、櫻田委員と田中委員から欠席の連絡が来ておりますので、よろしくお願ひします。

開会前に事務局の体制について御報告いたします。今年度から新たに担当となりました、檜森大樹です。

檜森 檜森です。よろしくお願ひします。

三浦課長 さて本日は、三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について、審議を予定しております。御審議の程よろしくお願ひいたします。

また他にも、昨年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況の報告につきまして、事務局から説明がございますので、委員の皆様からの御意見をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、会長から一言いただきたいと思います。大庭会長、よろしくお願ひします。

大庭会長 皆様お忙しい所お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は議

題としては1件ですが、活発な意見をいただけるようにお願いいたします。

大庭会長 では、はじめさせていただきます。それでは、諮問第22号「三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程について」ということで、事務局から説明をお願いします。

檜森 はい、諮問第22号について御説明します。議案の3ページを御覧ください。

諮問第22号は、三種町の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程について、三種町長から諮問を受けたので、審議に付するものでございます。

事前に配付した資料には目を通していたいると思いますが、改めて諮問内容について説明させていただきます。

はじめに、諮問第22-2別紙1を御覧ください。こちらは、個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定により、行政機関等が保有する個人情報の安全管理のため措置として、今回制定を予定している規程案となります。

次に、別紙2を御覧ください。こちらに制定趣旨と各条の内容についての説明を記載しております。

つづいて、別紙3を御覧ください。こちらは個人情報保護委員会の個人情報の適正な取扱いのための研修資料となりまして、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」以下指針と略します。について、わかりやすくまとめておられましたので資料としております。

別紙3の順番で、本規程の各条について、説明していきますので、別紙2と別紙3を御用意してお聞きください。

はじめに、別紙2の第1条の制定趣旨についてですが、個人情報保護法第66条第1項の規定により、行政機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損に備え、安全管理のための措置を講ずる必要があります。

そのため、指針に定められる内容に基づき本規程を制定いたします。

また、番号法第12条に規定される、個人番号利用に関する適切な管理のための措置も本規程に含むものとします。

第2条の定義規定についてですが、本規程で使用する用語については、個人情報保護法、番号法及び町個人情報保護法施行条例で使用する例によります。

つづいて、別紙3の2ページとなります。保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、①組織的安全管理措置②人的安全管理措置③物理的安全管理措置④技術的安全管理措置⑤外的環境の把握 の5つの措置と、サイバーセキュリティ対策との連携、委託先の監督について措置することが求められています。

はじめに組織的安全措置について、説明いたします。

別紙3の5ページとなります。組織体制の整備としまして、総括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者を設置することが求められます。本規程では3条から7条関係となります。

はじめに、第3条の総括保護管理者についてですが、総務課長を充て、組織全体の保有個人情報を管理する任に当たります。

檜森

次に第4条の保護管理者についてですが、各課課長等を充て、総括保護管理者の補佐や各課での保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たります。情報システムを有する課においては、当該システムの管理を行います。また、各課において、保有個人情報を取り扱う職員及び取り扱う情報の範囲を指定します。こちらは別紙2後ろにあります保有個人情報取扱い職員一覧(案)により、管理することを予定しております。

次に第5条の保護担当者についてですが、保護管理者が指定する者で、課長補佐を想定しております。こちらを充て、保護管理者を補佐し、各課での保有個人情報の適切な管理の任に当たります。

次に第6条の監査責任者についてですが、企画政策課長を充て、保有個人情報の管理状況について監査を行う任に当たります。

次に第7条の委員会についてですが、総括保護管理者及び保護管理者を構成員として重要事項の決定、連絡等を行うため開催します。また、必要に応じて有識者の参加を求めます。

続いての求められる措置といたしまして、別紙3の6ページ個人情報の取扱い一覧に係る規律に従った運用についてです。本規程では10条関係となります。

第10条アクセス制限について、保有個人情報へのアクセス権限、ここでは、紙等で管理している個人情報を見るなどの行為も含まれます。こちらについて、職員の範囲と権限の内容を必要最小限にすることとしております。

続いての求められる措置といたしまして、別紙3の7ページ個人情報の取扱状況を確認する手段の整備についてです。本規程では16条・23条・24条関係となります。

第16条では、保有個人情報の取扱状況の確認のため台帳等を整備し、利用及び保管等について記録することとしております。当該台帳につきましては、令和4年度より作成しております、個人情報ファイル簿を代替できるものと考えております。

別紙3の8ページに移ります。

続いて第23条アクセス記録では、保有個人情報へのアクセス記録を保存し、不正アクセスの有無等を確認することとしております。

続いて第24条アクセス状況の監視では、個人情報を含んだデータがダウンロードされた際に警告等を表示し、ダウンロード状況について記録を行うこととしております。

続いて求められる措置といたしまして、別紙3の9ページ漏えい等事案に対応する体制の整備についてです。本規程では40条から42条関係となります。

第40条事案の報告及び再発防止についてでは、安全管理上で問題となる事案が発生又は発生のおそれがあるときは、職員は直ちに保護管理者へ報告すること。報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止及び総括保護管理者への報

告を行うこと。総括保護管理者は必要に応じて、町長へ報告すること。保護管理者は、原因分析後、再発防止策を講じる。という対応体制を整備することとしております。

檜森 第41条では、保有個人情報の漏えい等が発生した際の、法に基づく個人情報保護委員会への報告及び本人への通知について規定しております。

第42条では、前条の法的措置が不要な場合でも、内容に応じ、再発防止策の公表や本人への連絡を行う旨記載しております。

続いて求められる措置といたしまして、別紙3の10ページ取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しについてです。本規程では43条から45条関係となります。

第43条では、監査責任者は、保有個人情報の管理状況や本規程の遵守状況について、監査をすることと規定しております。別紙2後ろの監査チェックリスト（案）の内容について定期的に監査を行うことを予定しております。

第44条では、保護管理者は、課内での保有個人情報の管理について、別紙2後ろの点検チェックリスト（案）の内容について点検を行うことを予定しております。

第45条では、前述の監査・点検の内容を踏まえ本規程の見直し等を行い実効性を確保していくこととしております。

つづきまして、人的安全管理措置について、説明いたします。

求められる措置といたしまして、別紙3の12ページ教育研修についてです。本規程では8条・9条関係となります。

第8条教育研修では、総括保護管理者は、職員等に対して、個人情報保護に必要となる研修の機会を与え、保護管理者は、課員に対し、研修への参加を促すこととしております。

第9条職員の責務では、職員は、法令及び保護管理者の指示に従い、個人情報を取り扱うこととしております。

つづきまして、物理的安全管理措置について、説明いたします。

はじめに、別紙3の14ページ入退管理についてですが、こちらは、三種町セキュリティポリシーに、電算室の管理についての規定がありますので、本規程には記載しておりません。

つづいて求められる措置といたしまして、第三者の閲覧防止についてです。本規程では33条関係となります。

第33条では、離席時に情報システムからログオフするなど、個人情報が第三者に閲覧されることがないようにすることとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の15ページ媒体の管理等についてです。本規程では13条関係となります。

第13条では、個人情報の保管方法に関するこの定め、及び持ち出しを行う際は、保護管理者の承認を得て、パスワード等の設定をすることとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の16ページ端末の盗難防

止等についてです。本規程では32条関係となります。

檜森

第32条では、個人情報を取り扱う端末の保管方法に関する定め。及び持ち出し、持ち込みを行う際は、保護管理者の承認を得ることとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の17ページ廃棄等についてです。本規程では15条関係となります。

第15条では、個人情報が記録された媒体が不要となった際は、確実に廃棄すること及び廃棄を委託する際は、職員が立ち会うなど確実な廃棄を確認することとしております。

別紙3に記載はありませんが、指針に記載のあります内容で、物理的安全管理措置に分類されそうな各条を説明いたします。

はじめに第11条複製等の制限について、個人情報の複製や持ち出しは必要最小限とし、保護管理者の指示に従うこととしております。

次に第12条誤りの訂正等について、保有個人情報の修正は、保護管理者の指示に従い行うこととしております。

次に第14条誤送付等の防止について、個人情報を含んだデータ等を外部へ送付する場合は、複数職員によるチェックを行うことなどを定めております。

次に第28条情報システムにおける保有個人情報等の処理について、保有個人情報の加工等は最小限とし、処理後は速やかに消去を行い、必要に応じ保護管理者が確認することとしております。

次に第30条記録機能を有する機器・媒体の接続制限について、スマートフォンやUSB等の記録機能を保持する機器の接続を制限することとしております。

次に第34条入力情報の照合について、情報システムに保有個人情報を入力する際は、入力前後で照合を行うなど、誤りの無いようにすることとしております。

つづきまして、技術的の安全管理措置について、説明いたします。

はじめに、求められる措置といたしまして、別紙3の19ページアクセス制御についてです。本規程では、第25条、31条関係となります。

第25条では、管理者権限は不正に窃取された際等の被害を最小限とするため権限を最小限とすることとしております。

第31条では、保有個人情報の処理を行う端末を限定することとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の20ページアクセス者の識別と認証についてです。本規程では22条関係となります。

第22条では、情報システムへのアクセスにパスワード等の設定などの認証機能を設定し、パスワード等定期的な更新等をおこない読み取り防止に努めることとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の21ページ外部からの不正アクセスの防止についてです。本規程では26条・27条関係となります。

第26条では、経路制御等により、外部からの不正アクセス防止をおこなうこととしております。

檜森

第27条では、ソフトウェア等を最新のものにするなど不正アクセスによる情報漏えい等を防止することとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の22ページ情報システムの使用に伴う漏えい等の防止についてです。本規程では29条・35条・36条関係となります。

29条暗号化では、個人情報の持ち出しや送付の際に、適切に暗号化を行い、漏えい等の防止をすることとしております。

第35条バックアップでは、分散保管のため、必要に応じバックアップを作成することとしております。

第36条では、情報システム設計書について外部に知られることがないよう保管することとしております。

つづきまして、本規程5章18条から21条の特定個人情報等の取扱いについて、指針や事務対応ガイド等に記載はありませんが、特定個人情報の取扱いについて、物理的安全措置及び技術的安全措置に加え、強い規制を設け、収集・保管について法令に定められる場合を除き禁止する旨を記載しております。法令にも記載のある内容となります。改めての職員への周知の意味も含め記載しております。

つづきまして、外的環境の把握について説明いたします。

別紙3の24ページ、本規程では17条関係の内容となりまして、情報システムのサーバ等が外国にある場合、当該国の個人情報保護に関する制度を遵守する旨記載しております

つづきまして、委託先の監督について説明いたします。本規程では、第37条個人情報の提供、第38条業務の委託についてそれぞれ規定しております。

はじめに求められる措置といたしまして、別紙3の26ページ委託先の選定についてです。提供・委託に際し、個人情報の管理能力のないものを選定することがないよう書面確認をおこなうこととしております。提供の際は利用目的の把握や制限を行う。委託の際は、契約書に必要事項を記載することとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の27ページ委託範囲の限定についてです。提供・委託する個人情報は必要最小限とし、必要に応じ、個人情報の一部又は全部を削除又は置き換えることとしております。また、特定個人情報の提供は、番号法に基づく場合を除き禁止しております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の28ページ委託先への実地検査についてです。作業の管理体制や実施体制など、書面又は実地の検査により確認することとしております。

つづいて求められる措置といたしまして、別紙3の29ページ再委託先の監督についてです。再委託される場合は、再委託先にも26ページの委託先の選定内容を遵守させることとしております。

別紙3の30ページの派遣労働者の監督については、現在派遣労働者を予定していないため、本規程には記載しておりません。

檜森 最後となりますのが、本規程第9章39条関係の、サイバーセキュリティ対策との連携についてです。ネットワークを介した、サイバー攻撃対策のため、町セキュリティポリシーの内容を遵守し、サイバーセキュリティの水準を確保することとしております。

これで、規程の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

大庭会長 事務局からの説明がありましたが、別紙1規程案について、諮問を受けておりますが、当委員会として何か御質問・御意見ございますでしょうか。

小玉委員 番号法とあるが、審査会では説明受けたことないよね。番号法の管理規定ではないよね。

大庭会長 マイナンバーの方は、また別に管理規定があるはずなので。マイナンバーの管理規定ではなく、個人情報保護の管理規定をこれまで各地方自治体ごとに条例で決めていたものを、法律で規定することになり、法律の規定で安全管理措置を各自治体で講じることになった。今回説明があったものは、個人情報保護委員会の方から来ているガイドラインに基づいて決めているものです。中身としては、各自治体で決めてくださいとなっている。条例ではないんですよね。

檜森 はい。内部規程となります。

大庭会長 私の方から何点か、基本的には、この規程は、個人情報保護委員会の方から来ている、規定案の例みたいなものに則っていると思う。教育研修について、最低でも年1回の実施が望ましいとされているが、この規程では、頻度に関しての規定がされていないが大丈夫でしょうか。

あともう1点、第40条の事案が発生した場合の報告について、重大事案以外は、保護管理者が調査した結果を総括保護管理者に報告するとなっている。いつ報告するかは記載されていない。保有個人情報の漏えいが発生した場合に、重大じゃない事案というのは考えづらいが、保護管理者が重大事案か判断し、総括保護管理者に報告する事になっている。個人情報関係の所管課は、総務課となるが、保護管理者の判断で報告で良いのか。保護管理者から話が上がってこないと速やかに事態を把握できない可能性があるかもしれない。

会社等の組織だと、事案が発生した場合には、速やかに責任者に報告し、誰かが音頭を取り事態を収拾する。報告するかしないかを現場にまかせて良いのか。事案が上がってこなくて、なぜ報告しなかったかとなったときに、保護管理者が重大事案と判断しなかったからと言われても、規定通りやっていましたという風になってしまふかもしれない。

規程そのものではないが、秘密保持規約等、再委託の契約書に触れる機会があるが、方針や目的外利用の禁止・採択に関して例外を設けることができる

規定が置かれていることが多い。口頭ベースでも再委託等できてしまう書きぶりになっている契約書がそれなりに大きな組織でもありました。

契約書に記載されている内容だけが契約の内容となっていて、書面やメモ書き等でやりとりしていても、契約書に記載されていないので効力がないと書いているにもかかわらず、担当者の判断や、書面やメールなどでやりとりしていた例を見聞きしたことがある。その辺のチェックは非常に大事だと思います。

私の方から気になるところは、以上です。

個人情報の事故発生時に、どのように事案を把握するか、把握しないと対処ができないので、そこに関しては非常に大事になってくる。

研修については、研修をしっかりとやっていたか。場合によっては、研修を受けていない職員に対してアクセス権限が付与できない等の対応も考えないといけない。町の考え方もあると思うが、この規程では少なくとも義務的にはなっていないので、研修を受けていない職員にアクセス権限を付与するのは規定違反にはならない。

小玉委員 規程では、それぞれの立場で研修を受けることとなっているが、どこで誰が研修をするのか。管理者は高度な情報管理の知識が無ければ、管理できないのではないか。段階的な研修をどのように受けていくのか。

大庭会長 現場の職員に対しての研修義務は第8条に定められているが、責任者に関しての研修義務は定められていない。職員の研修義務なので当然責任者も対象となってはくるが、責任者にふさわしい研修を受けなさいと定めなくて良いのか。

石井補佐 研修をやるとすると、管理者と実際の事務担当者とやることが違うと思うので、対象を分けながら、専門の講師を呼んで、役場の庁舎内で受講するスタイル。

小玉委員 そういう機会があるわけだ。

石井補佐 そういう機会をこれから設けていきましょう。

小玉委員 研修をするにしても、それだけの知識があるのか。

大庭委員 管理者自体が、研修の講師を担当することは予定していないんじゃないかなと思います。

石井補佐 外部から専門的な人を呼んで、研修を行ってもらう。

大庭委員 先ほど小玉委員からお話をあったように、規程に置くかどうかは別として、総括保護管理者や保護管理者の責任者たる人は当然研修を受けますよね。

成田委員 役場職員は当然異動があり、事務引き継ぎ等あるが、引き継ぎ方をある程度決めておいた方が良いと思う。

大庭委員 担当課によっても、取扱いが違う場合があると思う。

小玉委員 非常に細かく規定されているが、現実にそれがうまくいくようにこれから整備していってください。

大庭会長 他に委員の皆様方から御意見、御質問等なければ、審議につきましては、今言っていた意見で以上ということになります。それを受け、規程をどうするか町の方で決めていただけたら。

そうしましたら諮問案件 22号は以上で、審議案件としては以上となります。続きまして報告事項に移ります。今年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況と言うことで、事務局の方から説明をお願いします。

檜森 令和5年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、御報告いたします。議案の4ページを御覧ください。

まず、情報公開制度についてです。昨年度情報公開請求は、5件ございました。これに対し、全部公開が1件、部分公開が2件、不存在による非公開が1件の決定を行っており、取下げが1件ありました。決定を行った実施機関は、町長部局が3件、教育委員会が1件となります。

続いて、個人情報保護制度についてです。

個人情報の開示請求は、2件ございました。これに対し、全部公開2件の決定を行っております。実施機関は、町長部局が2件です。

訂正、利用訂正請求、審査請求、取扱いに係る苦情はありませんでした。

内容について、もう少し詳しく御説明します。

はじめに情報公開制度の方で、全部公開の決定を行った1件については、町発注工事の金入り設計書及び最低制限価格についてでした。

部分公開の2件については、風力発電施設等の設置に関する届出と教育委員会発注工事の設計書及び報告書並びに令和3年度三種町立学校再編準備委員会録音データとなっております。どちらも個人情報が含まれていたため、当該箇所を非公開としております。

風力発電施設等の設置に関する届出について、当初申請では、会社名に誤りがあり、不存在の決定を行いましたが、改めて行われた申請に基づき部分公開の決定をしております。不存在の1件はこちらの当初申請分となります。

個人情報開示請求については、2件とも職員採用試験の結果となります。

なお採用試験の結果につきましては、令和6年度からは、昨年度諮問いたしました、個人情報保護事務取扱要領に基づき個人情報の開示請求ではなく、情報提供となりますので、次回報告からは開示請求の件数には含まれないものとなります。以上となります。

大庭会長　　只今の報告や、情報公開制度や個人情報保護制度の運用などについて、何か御意見等ございますでしょうか。

その他ということで事務局の方からお願ひします。

檜森　　はい、その他といたしまして、はじめに当委員会の任期について御連絡があります。現在皆様からは、三種町情報公開・個人情報保護審査会の委員として、三種町の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用に御協力いただいており、大変感謝しております。現在の任期が令和6年12月6日をもって満了を迎えることとなりますので、後日継続についての意思確認をさせていただきます。今後も引き続き御協力をいただけますと幸いです。

つづきまして、2の個人情報ファイル簿の公表状況についてです。対象者が1,000人以上の個人情報ファイル簿を町ホームページ上に公表しております。該当するファイル簿の数ですが、全ファイル数430のうち、78のファイル簿を公表しております。

つづきまして、3の職員向け研修についてです。今年度は、総務課職員による個人情報保護制度、情報公開制度、本日の審議内容でありました安全管理措置の内容について新規採用者等を対象に研修を行う予定としております。

事務局からの説明は以上です。

大庭会長　　今の事務局の説明について、何か御意見等ございますでしょうか。

大庭会長　　そうしましたら以上をもちまして、令和6年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後10時8分　閉会

会議録確定　　令和6年8月19日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会長